

[安全衛生推進者教育 カリキュラム]

<対象者>

安全衛生推進者選任時及び安全衛生推進者業務継続者は年一度受講

<根拠法令>

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所、営業所や工場などの事業場では、事業の業種区分により「安全衛生推進者」あるいは「衛生推進者」を選任しなければなりません。

(労働安全衛生法第12条の2項)

<カリキュラム>・・・7時間受講

1. 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関する事
2. 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関する事
3. 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事
4. 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関する事